

川崎市地区まちづくり育成条例運用基準

（趣旨）

第1条 この基準は、川崎市地区まちづくり育成条例（以下「条例」という。）及び川崎市地区まちづくり育成条例施行規則（以下「規則」という。）の実施のため必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この基準で使用する用語の意義は、条例及び規則で使用する用語の例による。

（市民等の団体の登録の申請等）

第3条 規則第4条第2項第1号に規定する「活動の内容を記載した書類」には、活動の方針を記載するものとする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する「構成員名簿」には、地区まちづくり対象地区内に住所を有する者、地区内において事業活動を行う者、地区内に土地若しくは建物を所有する者又はその他の別を記載するものとする。

3 規則第4条第3項第4号に規定する「地区まちづくり対象地区の範囲を一定規模以上の範囲で、かつ、自ら活動することができる範囲内で定めていること」とは、次のいずれにも適合するものとする。

- （1） 0.5ha以上の範囲であること。ただし、地区計画や建築協定等の範囲と整合を図る場合、道路等で区画された範囲であり、土地又は建物を所有する者の数が多数である場合その他市長が認めた場合は、この限りでない。
- （2） 20ha以下の範囲であること。ただし、地区計画や建築協定等の範囲と整合を図る場合、自治会の範囲と整合を図る場合その他市長が認めた場合は、この限りでない。

（地区まちづくりグループの登録の変更）

第4条 規則第6条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- （1）地区まちづくりグループの名称、連絡先及び代表者の氏名（代表者が法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）の変更
- （2）代表者の変更
- （3）構成員の変更
- （4）その他市長が軽微な変更と認めるもの

（市民等の団体の認定の申請等）

第5条 規則第10条第2項第1号に規定する「活動の内容を記載した書類」には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- （1）活動の概要

- (2) 団体設立の経緯
- (3) 活動経過
- (4) 地区まちづくり構想その他地区まちづくりの推進に資する計画に定めようとする事項
- 2 規則第10条第2項第2号に規定する「会則」には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 役員に関する規定
 - (2) 入会及び退会に関する規定
 - (3) 会議に関する規定
 - (4) その他団体の目的を達成するために必要な規定
- 3 規則第10条第2項第3項に規定する「構成員名簿」には、地区まちづくり対象地区内に住所を有する者、地区内において事業活動を行う者、地区内に土地若しくは建物を所有する者又はその他の別を記載するものとする。
- 4 規則第10条第2項第5号に規定する「活動に関する地区住民等への周知及び地区住民等からの意見聴取の状況を示す書類」とは、次のいずれにも適合するものとする。
 - (1) 地区まちづくり組織の認定を受ける場合
 - ア 地区まちづくり組織として地区まちづくり構想その他地区まちづくりの推進に資する計画の策定に向けた活動をしていくことについて、地区住民等に対してニュースやアンケートを配布するなど、周知及び意見表明の機会が設けられていることが確認できる書類。
 - イ 地区まちづくり構想その他地区まちづくりの推進に資する計画の策定に向けた活動をしていくことについて反対者がある場合は、その意見を聴いたうえで十分に説明を行い、必要に応じて適切な対応をするなどの配慮をしていることが確認できる書類。
 - (2) 地区まちづくり構想の認定を受けていない地区まちづくり組織が認定の変更又は更新を受ける場合
 - ア 地区まちづくり組織として地区まちづくり構想その他地区まちづくりの推進に資する計画の策定に向けた活動をしていくこと及び地区まちづくり組織の活動の状況について、地区住民等に対してニュースやアンケートを配布するなど、周知及び意見表明の機会が設けられていることが確認できる書類。
 - イ 地区まちづくり構想その他地区まちづくりの推進に資する計画の策定に向けた活動をしていくことについて反対者がある場合又は地区まちづくり組織の活動の状況について不適当であるとの指摘があった場合は、その意見を聴いたうえで十分に説明を行い、必要に応じて適切な対応をするなどの配慮をしていることが確認できる書類。
 - (3) 地区まちづくり構想の認定を受けた地区まちづくり組織が認定の変更又は更新を受ける場合
 - ア 地区まちづくり組織の活動の状況について、地区住民等に対してニュースやアンケートを配布するなど、周知及び意見表明の機会が設けられていることが確認できる書類。

イ 地区まちづくり組織の活動の状況について不適當であるとの指摘があった場合は、その意見を聴いたうえで十分に説明を行い、必要に応じて適切な対応をするなどの配慮をしていることが確認できる書類。

- 5 規則第10条第3項第4号に規定する「市民等の団体に係る地区まちづくり対象地区内における地区住民等が当該市民等の団体に加入する機会が設けられているものであること」とは、認定を受ける団体への参加を募るチラシ等を地区住民等に対して配布しているなど、参加する機会について周知するとともに、入会の申し出があった場合は速やかに入会させるよう運営していることが提出書類で確認できるものとする。
- 6 規則第10条第3項第5号に規定する「その他地区まちづくりの推進に資する計画」は、次に掲げるものとする。
 - (1) 地区計画
 - (2) 建築協定
 - (3) その他市長が適当と認めるもの
- 7 規則第10条第3項第6号に規定する「地区まちづくり対象地区の範囲を一定規模以上の範囲で、かつ、自ら活動することができる範囲内で定めていること」とは、次のいずれにも適合するものとする。
 - (1) 0.5ha以上の範囲であること。ただし、地区計画や建築協定等の範囲と整合を図る場合、道路等で区画された範囲であり、土地又は建物を所有する者の数が多数である場合その他市長が認めた場合は、この限りでない。
 - (2) 20ha以下の範囲であること。ただし、地区計画や建築協定等の範囲と整合を図る場合、自治会の範囲と整合を図る場合その他市長が認めた場合は、この限りでない。

(地区まちづくり組織の認定の変更)

第6条 規則第12条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 地区まちづくり組織の名称、連絡先及び代表者の氏名（代表者が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名）の変更
- (2) 代表者の変更
- (3) 構成員の変更
- (4) その他市長が軽微な変更と認めるもの

(地区まちづくり組織の認定の取消し)

第7条 規則第14条第2項に規定する「地区まちづくり組織の認定の取消しについての地区住民等への周知及び地区住民等からの意見聴取の状況を示す書類」とは、次のいずれにも適合するものとする。

- (1) 地区まちづくり組織の取消しについて、地区住民等に対してニュースやアンケートを配布するなど、周知及び意見表明の機会が設けられていることが確認できる書類。
- (2) 地区まちづくり組織の認定の取消しについて、反対者がある場合は、その意

見を聴いたうえで十分に説明を行い、必要に応じて適切な対応をするなどの配慮をしていることが確認できる書類。

（まちづくりに関する専門的知識を有する者の派遣等）

第8条 規則第15条第1項に規定する「その他地区まちづくりの推進に資する計画」は、次に掲げるものとする。

- （1）地区計画
- （2）建築協定
- （3）その他市長が適当と認めるもの

（地区まちづくり方針の登録）

第9条 規則第16条第2項第3号に規定する「地区まちづくり方針の内容について地区住民等に周知し、かつ、当該地区住民等の意見を聴いて作成されたものであることを示す書類」とは、次のいずれにも適合するものとする。

- （1）地区住民等に対して地区まちづくり方針の内容について、ニュースやアンケートを配布するなど、周知及び意見表明の機会が設けられていることが確認できる書類。
- （2）地区まちづくり方針の内容について、反対者がある場合は、その意見を聴いたうえで十分に説明を行い、必要に応じて適切な対応をするなどの配慮をしていることが確認できる書類。

2 規則第16条第3項第4号に規定する「地区まちづくり方針の対象となる区域の範囲を地区まちづくり対象地区内の一定規模以上の範囲で定めていること」とは、0.5ha以上の範囲であることとする。ただし、地区計画や建築協定等の範囲と整合を図る場合、道路等で区画された範囲であり、土地又は建物を所有する者の数が多数である場合その他市長が認めた場合は、この限りでない。

（地区まちづくり方針の登録の変更）

第10条 規則第18条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- （1）地区まちづくり方針の名称の変更
- （2）その他市長が軽微な変更と認めるもの

（地区まちづくり方針の登録の取消し）

第11条 規則第20条第2項に規定する「地区まちづくり方針の登録の取消しについての地区住民等への周知及び地区住民からの意見聴取の状況を示す書類」とは、次に掲げるいずれにも適合するものとする。

- （1）地区まちづくり方針の登録の取消しについて、地区住民等に対してニュースやアンケートを配布するなど、周知及び意見表明の機会が設けられていることが確認できる書類。
- （2）地区まちづくり方針の登録の取消しについて、反対者がある場合は、その意見を聴いたうえで十分に説明を行い、必要に応じて適切な対応をするなどの配

慮をしていることが確認できる書類。

（地区まちづくり構想の認定）

第12条 規則第21条第2項第4号に規定する「地区まちづくり構想の内容について地区住民等に周知し、かつ、当該地区住民等の意見を聴いて作成されたものであることを示す書類」とは、次のいずれにも適合するものとする。

- （1）地区まちづくり構想の内容について、地区住民等に対してニュースやアンケートを配布するなど、周知及び意見表明の機会が設けられていることが確認できる書類。
- （2）地区まちづくり構想の内容について、反対者がある場合は、その意見を聴いたうえで十分に説明を行い、必要に応じて適切な対応をするなどの配慮をしていることが確認できる書類。

2 規則第21条第4項第4号に規定する「地区まちづくり構想の対象となる区域の範囲を地区まちづくり対象地区内の一定規模以上の範囲で定めていること」とは、0.5ha以上の範囲であることとする。ただし、地区計画や建築協定等の範囲と整合を図る場合、道路等で区画された範囲であり、土地又は建物を所有する者の数が多数である場合その他市長が認めた場合は、この限りでない。

（地区まちづくり構想の認定の変更）

第13条 規則第23条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- （1）地区まちづくり構想の名称の変更
- （2）その他市長が軽微な変更と認めるもの

（地区まちづくり構想の認定の取消し）

第14条 規則第25条第2項に規定する「地区まちづくり構想の認定の取消しについての地区住民等への周知及び地区住民等からの意見聴取の状況を示す書類」とは、次のいずれにも適合するものとする。

- （1）地区まちづくり構想の認定の取消しについて、地区住民等に対してニュースやアンケートを配布するなど、周知及び意見表明の機会が設けられていることが確認できる書類。
- （2）地区まちづくり構想の認定の取消しについて、反対者がある場合は、その意見を聴いたうえで十分に説明を行い、必要に応じて適切な対応をするなどの配慮をしていることが確認できる書類。

（協議対象行為を行おうとする者の協議等）

第15条 条例第14条第1項の規定による協議の期間は、条例第13条第1項に規定する者が、規則第26条第1項に規定する協議対象行為協議書及び同条第2項各号に掲げる書類を地区まちづくり組織の代表者に提出した日から起算する。

2 条例第14条第1項に規定する者は、同項の規定による協議を開始した日から起算して14日以内に、当該地区まちづくり組織に対して協議対象行為の内容に

ついて説明する機会（以下「説明の機会」という。）を設けるものとする。ただし、当該地区まちづくり組織が説明の機会を設ける必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- 3 条例第14条第1項に規定する者は、前項の規定による説明の機会を設けるときは、当該説明を行う日の7日前までに、当該地区まちづくり組織に対して日時及び場所を通知しなければならない。ただし、当該地区まちづくり組織が認める場合においては、その期間を短縮することができる。
- 4 第2項の規定による説明の機会を設けた場合又は同項ただし書の規定により説明の機会を設けない場合であって、条例第14条第1項の規定による協議に係る協議対象行為が特定地区まちづくり基準に適合しているときは、同項の規定による協議が成立したものとみなす。
- 5 条例第14条第5項に規定する市長が別に定めるものである場合は、次に掲げるものとする。
 - (1) 通常 of 管理行為等の軽微な変更の場合
 - (2) 変更内容が特定地区まちづくり基準に係る事項でない場合
 - (3) 変更内容が条例第14条第1項の規定による協議が成立又は終了した時点より改善され、特定地区まちづくり基準に適合している場合
 - (4) 変更内容が条例第14条第1項の規定による協議が成立又は終了した時点より改善されたが、特定地区まちづくり基準に適合していない場合で、地区まちづくり組織への報告がされた場合
 - (5) 変更内容が条例第14条第1項の規定による協議が成立又は終了した時点より悪化した、地区まちづくり基準に適合している場合で、地区まちづくり組織への報告がされた場合

附 則

この運用基準は、平成22年4月1日から施行する。